

民泊、営業日数は先送り

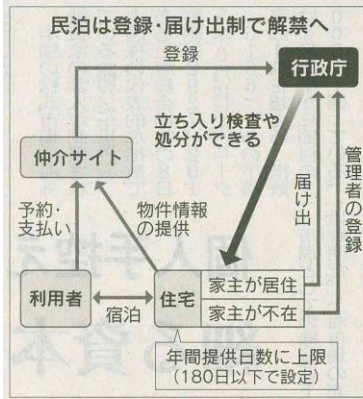
運用ルール案固まる 年度内に新法

普及なおハードル

住宅の空き部屋などに旅行者を有料で泊める民泊で、実施までの課題が浮かび上がった。観光庁と厚生労働省は10日、仲介業者の登録や住宅の届け出で幅広く民泊を認める仕組みを決めたが、年間営業日数の上限や行政がどのようにチェックするかなどの課題は積み残したまま。旅館業界や一部の地方自治体では民泊拡大への慎重論が根強く、本格普及まではなお曲折がありそうだ。

観光庁と厚生労働省は10年度中に新法を国会に提出し、検討会を設け、運用する。

訪日外国人観光客の急増で首都圏などのホテルとは別のサービスと位置づけ、簡単な届け出や登録で住宅を提供でき、広く認める方向だ。だが、月内に報告をまとめる2016年1月1日からは、



一つの旅館やホテルとビジネス型には慎重論もある。投資型マンション

の線引きとして導入する。年間営業日数の上限。検討会は「180日以下の範囲内で設定」として決着を先送りしたが、旅館業界が「30日」を主張

空き家を活用したい住宅業界は「180日では短すぎる」と真つ向から反論する。

自治体が規制も

地方自治体がどこまで規制できるかの線引きも焦点。例えば条例で定めれば住居専用地域での民泊を禁止できる。家主が居住する家に他人を泊めるホームステイ型は幅広く認めるべきだとの意見が多いが、家主がいない

ない民泊が広がっている実態もある。京都市は市内の民泊施設の7割が旅館業法の許可を受けていないと発表。今夏にも電話やメールで苦情などを受け付ける専用窓口を設ける。京都のブランドを傷つけるような無秩序な民泊の広がりは望ましくない「観光MICE推進室」として、独自の規制を検討する。

実態点検は至難

長野県軽井沢町も3月、町内全域で民泊施設を認めない方針を決めた。浅草がある東京都台東区は4月、営業時間内

の従業員が常駐やフロントの設置を義務付けた。運用実態の点検は至難だ。現状は保健所の人手が足りず多くのヤミ民泊が放置されている。民泊は国土交通省と厚生労働省の共管となる見込み。自治体の窓口をどこにするかもひとめしそうだ。

誘客へ企業動く

企業は民泊による誘客へ動き始めた。米エアビーズは日本での約3万件の物件を扱い、カルチュア・コンビニエンス・クラブ(CCC)と市場の開拓に乗り出す。4月から国家戦略特区で、民泊の申請受け付けを始めた大阪府では宿泊サイトの運営業者がコン

サルのテック業者の2件を認定。一戸建て住宅を宿泊施設として提供するなどの動きが出ている。京王電鉄は昨年、民泊仲介サイトを手掛けるベンチャー、百戦錬磨(仙台市)に10%出資した。多摩ニュータウンなどで民泊が活用できれば、沿線観光地の高尾山の集客

増のほか「増加が懸念される空き家対策につながる」(永田正会長兼社長)と期待する。警備各社も鼻息が荒い。総合警備保障(ALS OK)は5月、民泊向けのコールセンターを設置し24時間体制で苦情に対応するサービスを始めた。英語や中国語など複数の言語への対応が可能。セコムは防犯カメラの監視だけでなく、暗証番号で開ける電子錠を提供し、鍵の紛失や複製による悪用を防ぐサービスを始める。傘下の損害保険会社で家財の破損や盗難に備える保険も用意する。